

三条市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和6年4月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A3	1453	生活援助サービス/211	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	90%	941	1月につき	
A3	1454	生活援助サービス/211・同一	941単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	847		
A3	1105	生活援助サービス/212	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回程度の場合	90%	1,879	1月につき	
A3	1106	生活援助サービス/212・同一	1,879単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	1,691		
A3	1109	生活援助サービス/213	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回を超える程度の場合	90%	2,982	1月につき	
A3	1110	生活援助サービス/213・同一	2,982単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	2,684		
A3	1101	生活援助サービス/221	1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	90%	230	1回につき	
A3	1102	生活援助サービス/221・同一	(1月につき2,982単位を超えない) 230単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	207		
A3	1103	生活援助サービス/222	1月当たりの回数を定める場合	生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合	90%	143	1回につき
A3	1104	生活援助サービス/222・同一	(1月につき2,982単位を超えない) 143単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	129		
A3	1107	生活援助サービス/223	1月当たりの回数を定める場合	生活援助が中心である場合	所要時間45分以上の場合	90%	176	1回につき
A3	1108	生活援助サービス/223・同一	(1月につき2,982単位を超えない) 176単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	158		
A3	1111	生活援助サービス短時間	1月当たりの回数を定める場合	短時間である場合(20分未満)	90%	130	1回につき	
A3	1112	生活援助サービス短時間・同一	(1月につき2,982単位を超えない) 130単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	117		
A3	1455	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ週1回月額	処遇改善加算Ⅱ	実施単位数の100/1000程度加算	90%	94	1月につき	
A3	1131	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ標準的なサービス			90%	23	1回につき	
A3	1132	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ標準的なサービス・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	21		
A3	1133	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ20～45分			90%	14		
A3	1134	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ生活援助中心20～45分・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	13		
A3	1135	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ週2回月額			90%	188	1月につき	
A3	1136	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ週2回月額・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	169		
A3	1137	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ45分超			90%	18	1回につき	
A3	1138	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ生活援助中心45分超・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	16		
A3	1139	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ週2回超月額			90%	298	1月につき	
A3	1140	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ週2回超月額・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	268		
A3	1141	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ短時間			90%	13	1回につき	
A3	1142	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ短時間・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	12		

三条市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和6年4月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A3	1504	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ週1回月額	処遇改善加算Ⅲ	実施単位数の55/1000程度加算		90%	52	1月につき
A3	1161	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ標準的なサービス				90%	13	1回につき
A3	1162	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ週1回・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	11	
A3	1163	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ20～45分				90%	8	1回につき
A3	1164	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ週2回・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	7	
A3	1165	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ週2回月額				90%	103	1月につき
A3	1166	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ週2回月額・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	93	
A3	1167	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ45分超				90%	10	1回につき
A3	1168	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ週2回超・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	9	
A3	1169	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ週2回超月額				90%	164	1月につき
A3	1170	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ週2回超月額・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	148	
A3	1171	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ短時間				90%	7	1回につき
A3	1172	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ短時間・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	6	
A3	1505	生活援助サービスベースアップ等支援加算週1回月額	介護職員等ベースアップ等支援加算	実施単位数の24/1000程度加算		90%	23	1月につき
A3	1201	生活援助サービスベースアップ等支援加算標準的なサービス				90%	6	1回につき
A3	1202	生活援助サービスベースアップ等支援加算週1回・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	5	
A3	1203	生活援助サービスベースアップ等支援加算20～45分				90%	3	1回につき
A3	1204	生活援助サービスベースアップ等支援加算週2回・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	3	
A3	1205	生活援助サービスベースアップ等支援加算週2回月額				90%	45	1月につき
A3	1206	生活援助サービスベースアップ等支援加算週2回月額・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	41	
A3	1207	生活援助サービスベースアップ等支援加算45分超				90%	4	1回につき
A3	1208	生活援助サービスベースアップ等支援加算週2回超・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	4	
A3	1209	生活援助サービスベースアップ等支援加算週2回超月額				90%	72	1月につき
A3	1210	生活援助サービスベースアップ等支援加算週2回超月額・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	64	
A3	1211	生活援助サービスベースアップ等支援加算短時間				90%	3	1回につき
A3	1212	生活援助サービスベースアップ等支援加算短時間・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	3	
A3	1191	生活援助サービス初回加算	初回加算		200単位加算	90%	200	1月につき
A3	1192	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ初回加算	処遇改善加算Ⅱ(初回加算分)	実施単位数の100/1000程度加算		90%	20	
A3	1193	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ初回加算	処遇改善加算Ⅲ(初回加算分)	実施単位数の55/1000程度加算		90%	11	
A3	1194	生活援助サービスベースアップ等支援加算初回加算	介護職員等ベースアップ等支援加算(初回加算分)	実施単位数の24/1000程度加算		90%	5	

三条市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和6年4月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A3	1456	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	-9	1月につき	
A3	1457	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割		日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき	
A3	1458	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212		(2)1週に2回程度の場合	-19	1月につき	
A3	1459	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割			日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき
A3	1460	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213		(3)1週に2回を超える程度の場合	-30	1月につき	
A3	1461	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割			日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき
A3	1462	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/221		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	-2	1回につき	
A3	1463	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/222		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-1	
A3	1464	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/223			(二)所要時間45分以上の場合	-2	
A3	1465	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間/2	(3)短時間である場合(20分未満)	-1			

A3	1466	生活援助サービス/211	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	80%	941	1月につき
A3	1467	生活援助サービス/211・同一	941単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	80%	847	
A3	1468	生活援助サービス/211日割		1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合 日割の場合 ÷ 30.4日	80%	31
A3	1469	生活援助サービス/211日割・同一	77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	80%	28	
A3	1225	生活援助サービス/212		1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回程度の場合	80%	1,879
A3	1226	生活援助サービス/212・同一	1,879単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	80%	1,691	
A3	1470	生活援助サービス/212日割		1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回程度の場合 日割の場合 ÷ 30.4日	80%	62
A3	1471	生活援助サービス/212日割・同一	56単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	80%	56	
A3	1229	生活援助サービス/213		1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回を超える程度の場合	80%	2,982
A3	1230	生活援助サービス/213・同一	2,982単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	80%	2,684	
A3	1472	生活援助サービス/213日割		1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回を超える程度の場合 日割の場合 ÷ 30.4日	80%	98
A3	1473	生活援助サービス/213日割・同一	98単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	80%	88	
A3	1221	生活援助サービス/221		1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	80%	230
A3	1222	生活援助サービス/221・同一	230単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	80%	207	
A3	1223	生活援助サービス/222		1月当たりの回数を定める場合	生活援助が中心である場合 所要時間20分以上45分未満の場合	80%	143
A3	1224	生活援助サービス/222・同一	143単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	80%	129	
A3	1227	生活援助サービス/223		1月当たりの回数を定める場合	生活援助が中心である場合 所要時間45分以上の場合	80%	176
A3	1228	生活援助サービス/223・同一	176単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	80%	158	
A3	1231	生活援助サービス短時間		1月当たりの回数を定める場合	短時間である場合(20分未満)	80%	130
A3	1232	生活援助サービス短時間・同一	130単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	80%	117	

三条市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和6年4月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A3	1474	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ週1回月額	処遇改善加算Ⅱ	実施単位数の100/1000程度加算	80%	94	1月につき
A3	1251	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ標準的なサービス			80%	23	1回につき
A3	1252	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ標準的なサービス・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	21	
A3	1253	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ20～45分			80%	14	1回につき
A3	1254	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ生活援助中心20～45分・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	13	
A3	1255	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ週2回月額			80%	188	1月につき
A3	1256	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ週2回月額・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	169	
A3	1257	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ45分超			80%	18	1回につき
A3	1258	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ生活援助中心45分超・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	16	
A3	1259	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ週2回超月額			80%	298	1月につき
A3	1260	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ週2回超月額・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	268	
A3	1261	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ短時間			80%	13	1回につき
A3	1262	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ短時間・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	12	
A3	1506	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ週1回月額	処遇改善加算Ⅲ	実施単位数の55/1000程度加算	80%	52	1月につき
A3	1281	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ標準的なサービス			80%	13	1回につき
A3	1282	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ週1回・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	11	
A3	1283	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ20～45分			80%	8	1回につき
A3	1284	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ週2回・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	7	
A3	1285	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ週2回月額			80%	103	1月につき
A3	1286	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ週2回月額・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	93	
A3	1287	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ45分超			80%	10	1回につき
A3	1288	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ週2回超・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	9	
A3	1289	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ週2回超月額			80%	164	1月につき
A3	1290	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ週2回超月額・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	148	
A3	1291	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ短時間			80%	7	1回につき
A3	1292	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ短時間・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	6	

三條市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和6年4月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A3	1507	生活援助サービスベースアップ等支援加算週1回月額	介護職員等ベースアップ等支援加算	実施単位数の24/1000程度加算	80%	23	1月につき	
A3	1321	生活援助サービスベースアップ等支援加算標準的なサービス			80%	6	1回につき	
A3	1322	生活援助サービスベースアップ等支援加算週1回・同一			80%	5		
A3	1323	生活援助サービスベースアップ等支援加算20～45分			80%	3	1回につき	
A3	1324	生活援助サービスベースアップ等支援加算週2回・同一			80%	3		
A3	1325	生活援助サービスベースアップ等支援加算週2回月額			80%	45	1月につき	
A3	1326	生活援助サービスベースアップ等支援加算週2回月額・同一			80%	41		
A3	1327	生活援助サービスベースアップ等支援加算45分超			80%	4	1回につき	
A3	1328	生活援助サービスベースアップ等支援加算週2回超・同一			80%	4		
A3	1329	生活援助サービスベースアップ等支援加算週2回超月額			80%	72	1月につき	
A3	1330	生活援助サービスベースアップ等支援加算週2回超月額・同一			80%	64		
A3	1331	生活援助サービスベースアップ等支援加算短時間			80%	3	1回につき	
A3	1332	生活援助サービスベースアップ等支援加算短時間・同一			80%	3		
A3	1311	生活援助サービス初回加算	初回加算	200単位加算	80%	200	1月につき	
A3	1312	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ初回加算	処遇改善加算Ⅱ(初回加算分)	実施単位数の100/1000程度加算	80%	20		
A3	1313	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ初回加算	処遇改善加算Ⅲ(初回加算分)	実施単位数の55/1000程度加算	80%	11		
A3	1314	生活援助サービスベースアップ等支援加算初回加算	介護職員等ベースアップ等支援加算(初回加算分)	実施単位数の24/1000程度加算	80%	5		
A3	1475	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		-9	1月につき
A3	1476	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割			日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき	
A3	1477	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212			(2)1週に2回程度の場合	-19	1月につき	
A3	1478	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割			日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき	
A3	1479	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213			(3)1週に2回を超える程度の場合	-30	1月につき	
A3	1480	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割			日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき	
A3	1481	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/221			ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	-2	1回につき
A3	1482	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/222				(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-1
A3	1483	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/223	(二)所要時間45分以上の場合	-2				
A3	1484	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間/2		(3)短時間である場合(20分未満)	-1			

三条市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和6年4月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A3	1485	生活援助サービス/211	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回程度の場合	70%	941	1月につき
A3	1486	生活援助サービス/211・同一	941単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	847	
A3	1487	生活援助サービス/211日割		1週に1回程度の場合	日割の場合 ÷ 30.4日	70%	31
A3	1488	生活援助サービス/211日割・同一	77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	28	
A3	1345	生活援助サービス/212		1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回程度の場合	70%	1,879
A3	1346	生活援助サービス/212・同一	1,879単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	1,691	
A3	1489	生活援助サービス/212日割		1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回程度の場合	70%	62
A3	1490	生活援助サービス/212日割・同一	56単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	56	
A3	1349	生活援助サービス/213		1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回を超える程度の場合	70%	2,982
A3	1350	生活援助サービス/213・同一	2,982単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	2,684	
A3	1491	生活援助サービス/213日割		1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回を超える程度の場合	70%	98
A3	1492	生活援助サービス/213日割・同一	98単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	88	
A3	1341	生活援助サービス週1回		1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	70%	230
A3	1342	生活援助サービス週1回・同一	230単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	207	
A3	1343	生活援助サービス週2回		1月当たりの回数を定める場合	生活援助が中心である場合	70%	143
A3	1344	生活援助サービス週2回・同一	143単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	129	
A3	1347	生活援助サービス週2回超		1月当たりの回数を定める場合	生活援助が中心である場合	70%	176
A3	1348	生活援助サービス週2回超・同一	176単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	158	
A3	1351	生活援助サービス短時間		1月当たりの回数を定める場合	短時間の身体介護が中心である場合	70%	130
A3	1352	生活援助サービス短時間・同一	130単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	117	
A3	1493	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ週1回		処遇改善加算Ⅱ	実施単位数の100/1000程度加算	70%	94
A3	1371	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ標準的なサービス			70%	23	1回につき
A3	1372	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ標準的なサービス・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	21	
A3	1373	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ20～45分			70%	14	1回につき
A3	1374	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ生活援助中心20～45分・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	13	
A3	1375	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ週2回月額			70%	188	1月につき

三条市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和6年4月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A3	1376	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ週2回月額・同一			70%	169
A3	1377	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ45分超			70%	18 1回につき
A3	1378	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ生活援助中心45分超・同一			70%	16
A3	1379	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ週2回超月額			70%	298 1月につき
A3	1380	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ週2回超月額・同一			70%	268
A3	1381	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ短時間			70%	13 1回につき
A3	1382	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ短時間・同一			70%	12
A3	1508	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ週1回月額	処遇改善加算Ⅲ	実施単位数の55/1000程度加算	70%	52 1月につき
A3	1401	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ標準的なサービス			70%	13 1回につき
A3	1402	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ週1回・同一			70%	11
A3	1403	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ20～45分			70%	8 1回につき
A3	1404	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ週2回・同一			70%	7
A3	1405	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ週2回月額			70%	103 1月につき
A3	1406	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ週2回月額・同一			70%	93
A3	1407	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ45分超			70%	10 1回につき
A3	1408	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ週2回超・同一			70%	9
A3	1409	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ週2回超月額			70%	164 1月につき
A3	1410	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ週2回超月額・同一			70%	148
A3	1411	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ短時間			70%	7 1回につき
A3	1412	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ短時間・同一			70%	6
A3	1509	生活援助サービスベースアップ等支援加算週1回月額	介護職員等ベースアップ等支援加算	実施単位数の24/1000程度加算	70%	23 1月につき
A3	1441	生活援助サービスベースアップ等支援加算標準的なサービス			70%	6 1回につき
A3	1442	生活援助サービスベースアップ等支援加算週1回・同一			70%	5
A3	1443	生活援助サービスベースアップ等支援加算20～45分			70%	3 1回につき
A3	1444	生活援助サービスベースアップ等支援加算週2回・同一			70%	3
A3	1445	生活援助サービスベースアップ等支援加算週2回月額			70%	45 1月につき

三條市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和6年4月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A3	1446	生活援助サービスベースアップ等支援加算週2回月額・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	41	
A3	1447	生活援助サービスベースアップ等支援加算45分超				70%	4	1回につき
A3	1448	生活援助サービスベースアップ等支援加算週2回超・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	4	
A3	1449	生活援助サービスベースアップ等支援加算週2回超月額				70%	72	1月につき
A3	1450	生活援助サービスベースアップ等支援加算週2回超月額・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	64	
A3	1451	生活援助サービスベースアップ等支援加算短時間				70%	3	1回につき
A3	1452	生活援助サービスベースアップ等支援加算短時間・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	3	
A3	1431	生活援助サービス初回加算	初回加算		200単位加算	70%	200	1月につき
A3	1432	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ初回加算	処遇改善加算Ⅱ(初回加算分)	実施単位数の100/1000程度加算		70%	20	
A3	1433	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ初回加算	処遇改善加算Ⅲ(初回加算分)	実施単位数の55/1000程度加算		70%	11	
A3	1434	生活援助サービスベースアップ等支援加算初回加算	介護職員等ベースアップ等支援加算(初回加算分)	実施単位数の24/1000程度加算		70%	5	
A3	1494	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		-9	1月につき
A3	1495	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割			日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき	
A3	1496	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212			(2)1週に2回程度の場合		-19	1月につき
A3	1497	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割			日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき	
A3	1498	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213			(3)1週に2回を超える程度の場合		-30	1月につき
A3	1499	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割			日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき	
A3	1500	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/221	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			-2	1回につき
A3	1501	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/222			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-1	
A3	1502	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/223			(二)所要時間45分以上の場合	-2		
A3	1503	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間/2			(3)短時間である場合(20分未満)	-1		